

調 査 の 概 要

学校保健統計調査（基幹統計）は、統計法に基づき、文部科学省が地方公共団体を通じ昭和 23 年度から毎年実施している。（昭和 23 年度から昭和 34 年度は、統計の名称を学校衛生統計として実施。）

1 調 査 の 目 的

学校における幼児、児童及び生徒の発育及び健康の状態を明らかにすることを目的とする。

2 調 査 の 範 囲 ・ 対 象

- （１）調査の範囲は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校のうち、文部科学大臣があらかじめ指定する学校（以下「調査実施校」という。）とする。
- （２）調査の対象は、調査実施校に在籍する満 5 歳から 17 歳（平成 26 年 4 月 1 日現在）の幼児、児童及び生徒（以下「児童等」という。）の一部とする。

【平成 26 年度 東京都の調査実施校数及び調査対象者数】

項 目	調査実施校 数	調 査 対 象 者 数			
		発 育 状 態 調 査		健 康 状 態 調 査	
幼稚園(5歳のみ)	62校	2,728人	調査実施校の男女別各 22人	5,028人	調査実施校の在学者全員
小 学 校	69校	6,624人	調査実施校の年齢別男女別各 8人	35,751人	調査実施校の在学者全員
中 学 校	54校	6,480人	調査実施校の年齢別男女別各 20人	25,342人	調査実施校の在学者全員
高 等 学 校	60校	5,400人	調査実施校の年齢別男女別各 15人	48,410人	調査実施校の在学者全員

3 調 査 事 項

- （１）児童等の発育状態（身長、体重及び座高）
- （２）児童等の健康状態（疾病・異常等）

※ 疾病・異常などの詳細は、「付録 学校保健統計調査 用語の解説」を参照

4 調 査 の 期 日 及 び 方 法

- （１）調査は、学校保健安全法による健康診断の結果に基づき、平成 26 年 4 月 1 日から 6 月 30 日の間に実施。
- （２）調査の報告義務者は、調査実施校の長とする。
- （３）調査系統は、次のとおりである。
文部科学大臣 ⇄ 東京都知事 ⇄ 調査実施校の長
- （４）調査票等の配布及び提出

- ① 文部科学大臣は、東京都知事を通じ、調査実施校の長に調査票等を配布する。
- ② 調査実施校の長は、東京都知事の定める期日までに調査票を東京都知事に提出する。
- ③ 東京都知事は、提出された調査票を整理・審査し、平成 26 年 8 月 11 日までに文部科学大臣に提出する。